令和８年度
弘前市工芸品魅力向上事業費補助金

応 募 要 領

弘前市 商工部 産業育成課

１．事業の目的

工芸品を製造又は販売する市内の中小企業者等が行う、自社商品及び自社商品のパッケージの開発並びに自社商品のプロモーション事業を支援することにより、本市工芸品産業の活性化と発展に資することを目的とする。

２．対象者

青森県伝統工芸品に指定されている弘前市内で製造している伝統工芸品１５品目を製造又は販売する事業者のうち、次のいずれかに該当するもの。

(1)市内に主たる事業所を有する中小企業者
(2)構成員のうち市内に主たる事業所を有する者が過半数である組合又は任意団体
(3)市税等を滞納していないもの

○弘前市内で製造している青森県伝統工芸品１５品目
①津軽塗　②津軽焼　③あけび蔓細工　④ブナコ　⑤津軽桐下駄
⑥津軽竹籠　⑦津軽傳統組子　⑧こぎん刺し　⑨津軽打刃物　⑩錦石
⑪下川原焼土人形　⑫弘前こけし・木地玩具　⑬津軽凧　⑭太鼓
⑮金魚ねぷた

３．対象となる経費

①自社商品又は自社商品のパッケージの開発に係る原材料費（試作品に要するものに限る）、機械借上料、委託料、デザイン料、報償費（講師謝礼）
②カタログ等自社商品のプロモーションツール制作に係るデザイン料、印刷製本費（自社以外のデザイナーにデザインを発注したもので、製作部数は年度内に使用する量に限る）
③自社ホームページの開設又は一新に係る委託料（ランニングコストを除く）

※自社商品又はパッケージの開発、自社商品のプロモーションツールの製作にあたっては、自社以外のデザイナーへ発注するものに限ります。

【自社以外のデザイナーへ発注する理由】

既存のデザインにとらわれず、消費者のニーズに合わせた客観的で新しいデザインにより、工芸品の新たな魅力を引き出すことをねらいとしているためです。
本補助金の活用を機に、従来のデザインと違った商品・パッケージ開発やプロモーションツール製作にチャレンジしていただきたいと考えております。
デザイナーの選定等にお困りの場合は、産業育成課にてご相談いただけますので、お気軽にご連絡ください。

※ただし、下記の場合は対象となりません。
①既存商品・パッケージを模倣しているものや、他者が所有する知的財産権を侵害すると認められるもの。事業採択後や補助金の交付決定後であっても、模倣性や知

的財産権の侵害にあたることが発覚した際は、決定の取り消しや補助金の返還を求める場合があります。
②既に市場に導入されている（売上が計上されている）もの。
③開発した試作品自体の販売を目的としているもの。
④令和８年度中に事業の完了が見込めないもの。
⑤公序良俗に反するなど、事業の内容について市が適切でないと判断するもの。

４．補助金の額・補助率

補助事業	補助金の額	
	補助率	補助上限額
① 商品/パッケージ開発	**実支出額の２／３以内**	**５０万円**
② プロモーションツール製作		**３０万円**
③ ホームページ開設／一新		

※事業採択後、交付決定を受けた日以降～令和９年３月３１日に支出する経費が対象です。
※①～③の複数の補助事業を申請した場合、補助上限額は①を含む場合は５０万円、①を含まない場合は３０万円となります。
※応募状況により、補助金の予算（100 万円）以内での事業採択となります。

５．応募手続き等

(1)公募受付締切
令和８年６月１２日（金）
午前８時３０分から午後５時まで（土日祝祭日を除く）※当日消印有効

(2)提出先（問い合わせ先）
弘前市 商工部 産業育成課
〒０３６－８５５１　弘前市大字上白銀町１－１
ＴＥＬ：０１７２－４０－０１４５
ＦＡＸ：０１７２－３５－１１０５
Ｅ－ｍａｉｌ：sangyo@city.hirosaki.lg.jp

(3)提出書類
・弘前市工芸品魅力向上事業費補助金事前審査申込書
・見積書等金額の根拠となる書類
☆デザイナーへ発注する場合は発注先の事業者概要がわかる書類
☆プロモーションツール製作でパンフレット等の印刷製本費を含む場合は、パンフレット等の年間使用計画（任意様式）

☆ホームページの開発の場合は仕様などの企画/概要がわかるもの
☆ホームページの一新の場合は既存のホームページ画面を印刷したもの
☆規約、構成員名簿等組合又は任意団体の概要がわかる書類
※「☆印」は応募する事業内容に該当する書類を選択し添付してください。

６．審査方法等

・応募者は審査会に出席し、プレゼンテーション形式（10 分程度＋質疑応答５分程度）による事業説明を行っていただきます。
・有識者の意見を参考に弘前市産業育成課および関係課で審査し、予算（100 万円）の範囲内で事業の採択または不採択を決定します。採択された事業については、補助金交付申請書を提出していただきます。
・審査会でのプレゼンテーション実施日等については、別途通知します。
（７月中旬に実施予定）
・審査項目及び審査基準は以下のとおりです。

審査項目	審査基準	
	事業①	事業②、③
Ａ．新規性・独自性（５点）	○類似のデザイン性をコンセプトとした製品がないか。 ○独自性が認められるか。 ○価格、目新しさ、流行など、他の製品等との優位性・差別化が図られたコンセプトとなっているか。	○自社製品の魅力が伝わる内容となっているか。 ○独自性のあるデザインコンセプトとなっているか。 ○人を惹きつけ興味を持ってもらえる内容となっているか。
Ｂ．市場性（１０点）	○事業のターゲット等が明確にされているか。 ○市場ニーズを反映しているか。 ○ターゲット層にとって魅力的か。	○事業のターゲット等が明確にされているか。 ○市場ニーズを反映しているか。 ○購買意欲の向上が見込まれるか。
Ｃ．実現可能性（５点）	○計画どおりに実現可能であるか。 ○事業に対する積極性があるか。	
Ｄ．事業効果（５点）	○事業のコンセプトが明確であるか。 ○当市工芸品の魅力向上・販路拡大が見込まれるか。 ○継続性があるか。	
計２５点×審査員５名＝１２５点満点		

・審査結果は、プレゼンテーション実施後に書面により通知します。